

国連平和活動要員を巡る法的問題

山田 哲也

1. はじめに

本稿執筆中に、国連平和維持活動を巡って、二つの動きがあった。一つは、2015年6月16日、「国連平和活動に関するハイレベル独立パネル (Reports of the High-Level Panel on United Nations Peace Operations)」の報告書（以下、パネル報告書）が公表されたことである⁽¹⁾。今一つは、7月16日にいわゆる「安全保障関連法案」が衆議院で可決されたことである。同法案を巡る日本国内の関心は、専ら日本の集団的自衛権行使に向いているが、本法案を通じて「国連平和維持活動協力法（以下、PKO法）」も改正され、これまで認められてこなかった「駆け付け警護」も認められることになる見込みである⁽²⁾。

思い返せばPKO法は、冷戦後における国際秩序の変容の中で日本としても国連PKOに参加すべく制定されたものであるが、PKO参加が自衛隊の海外派兵を禁ずる憲法に違反するとして大規模な反対運動（筆者の印象では、今回の安全保障関連法案に対する抗議活動より大規模かつ組織的なものであった）が巻き起こった。また、同法施行を受けて初めて自衛隊が参加した国連カンボジア暫定機構（UNTAC）を巡っては、自衛隊海外派遣の違憲性が裁判で争われる事態となった⁽³⁾。しかし、その後20年の月日を経て、自衛隊のPKO派遣に対する国民的理解は進み、内閣府による世論調査ではあるものの平成21年の調査以降、安定的に、「これまで程度の参加を続けるべきだ」が5割強、「これまで以上に積極的に参加すべきだ」が3割程度を占めるようになってきている⁽⁴⁾。

ところで、上記パネル報告書の題名からも明らかなように、国連では今日、「平和維持活動 (Peace Keeping Operation)」よりも「平和活動 (Peace Operation)」という用語が常用される。

(1) 本報告書は、現時点ではインターネット上でのみ公開されているようである (http://www.un.org/sg/pdf/HIPPO_Report_1_June_2015.pdf [last visited on 28 July 2015], hereinafter, referred to as *HIPPO Report*)。

(2) 『読売新聞』2015年7月16日、『日本経済新聞』2015年7月17日など。

(3) 「PKO法」違憲訴訟の会編著『カンボジアPKO違憲訴訟』（緑風出版、1998年）。

(4) 内閣府ホームページ (<http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-gaiko/zh/z26.html> [last visited on 23 July 2015])。

ここでいう平和活動とは、2008年に公表された「国連平和維持活動：原則とガイドライン」（通常、「キャップストーン・ドクトリン」）によれば、「暴力的対立の予防、管理、そして/または解決のため、またはそれらの再発のリスクを低減させるために派遣される現地活動（field operation）」とされ⁽⁵⁾、伝統的なPKOの定義を前提としたPKO法3条1号の下でのPKOの定義よりも広いといえる。平和活動という用語は、冷戦後に多様化したPKOの任務（すなわち、停戦監視などいわゆる平和の「維持」以外、例えば平和構築のような任務）を包摂する意図で、2000年に公表された「国連平和活動に関するパネル報告書（ブラヒミ・レポート）」⁽⁶⁾が用いたものである。

伝統的なPKOと近年の平和活動での最大の差は、前者が自衛以外の目的のための武器使用自制を原則としていたのに対し、後者では必要に応じて自衛を超えた武器の使用権限を認める点にある。その代表例ともいえるのが、2013年3月28日付け安全保障理事会（安保理）決議2098に基づいてコンゴに派遣された「国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）」である。同決議9項は、これを先例とはしないとしつつも、「介入旅団（Intervention Brigade）」の設置を認めるとともに、武力行使権限を含意する「必要なすべての措置を取る」ことを認めた（同12項）。

国連平和活動のこのような現状に鑑みれば、従来、PKOと軍事的強制措置や多国籍軍の間にあった截然とした区別が相対化され、現地の状況やPKOが達成すべき任務によっては、PKOとして組織されながら、実際には軍事的強制措置に酷似した活動を展開する可能性が高まっていると考えることができる。そうだとすると、PKOによる武力行使を法的にどのように理解するか、また、かかるPKOを設置・展開する国連とそこに要員を派遣する加盟国との間で国際法上の責任（国際責任）をどのように帰属・配分させるかという問題が生じる。というのも、PKOが軽武装で停戦監視にのみ携わるのとは異なり、PKO自身が実力を行使する機会が増えれば、現地の武装勢力との間で加害・被害（攻撃・応戦）の関係が生じる可能性は高まるし、さらに、一般住民に対する加害という可能性も高まることになる。そのため、PKO要員の安全（safety）を巡る問題は、これまで以上に重要となっている。今回のパネル報告書においても、「思慮という義務：安全、安全確保危機管理（Duty of care: Safety, security and crisis management）」という一節が設けられている⁽⁷⁾。

本稿は、そのような問題意識の下、改めてPKOとはなにかということを確認するとともに、PKOに派遣される要員の法的地位を巡る問題を整理することを目的とするものである⁽⁸⁾。

(5) United Nations (UN), *United Nations Peacekeeping Operations: Principles and Guidelines* (http://www.dtic.mil/doctrine/doctrine/interagency/un_prin_guide.pdf [last visited on 20 June 2015]).

(6) Report of the Panel on United Nations Peace Operations, contained in UN Doc. A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000.

(7) *HIPPO Report*, paras. 272–281.

(8) 筆者はかつて、PKOを中心とした国連要員（United Nations Personnel）の「保護」という問題で彼らの地

2. PKOを取り巻く現状：パネル報告書の認識

(1) PKOの基本原則とその修正

パネル報告書は、伝統的PKOの基本原則である「当事者の同意」、「不偏性 (impartiality)」および「自衛以外での武器使用の自制」の維持を前提としつつ、これらに対して一定の修正を加えるべきだとの加盟国の意見を紹介している⁽⁹⁾。その一方で、過去20年の経験に照らし、これらの原則に固執することで、文民の保護や任務の保護の懈怠を正当化すべきでないとしている⁽¹⁰⁾。特に武器使用を巡っては、文民やPKO要員自身が危険にさらされている場合にまで武器使用自制原則に固執するのではなく、むしろ能動的な武器使用の必要性が強調される⁽¹¹⁾。これらを受け、パネル報告書は、脅威に対応することが可能な装備、訓練および能力を持ち、また、自衛と文民の保護に必要な武力を行使する部隊を必要に応じて派遣することを確保することを提言している⁽¹²⁾。

このようなパネルの認識は、上述したMONUSCO型のPKOを今後も必要に応じて派遣する意思があることを示しているものと考えられる。確かに和平合意が脆弱であったり、武装勢力の一部が和平合意に反対してテロリスト化したりする可能性も否定できない以上、和平合意の履行確保を本旨とするPKOの側が武力の行使を通じてでも任務を達成すべきであるという認識に至ることは十分理解可能である。

(2) PKO要員の安全確保

PKOの任務の多様化、特に武力の行使が認められたような部隊を有するPKOにとっては、要員がリスクに晒される機会も増大することを含意する。また、軍事要員を含むPKOはもとより、国連政務局 (DPA) が派遣する政治ミッションは基本的に文民要員によって構成されるため、受入国の安全状況 (テロリストの活動を含む) は彼らの任務の成否に極めて重要な影響を与える。また、国連のPKOの事例ではないが、2015年6月26日には、アフリカ連合 (AU) がソマリアに派遣しているAUソマリア・ミッション (AMISOM) の基地が襲撃され、30人が

位を検討したことがある (山田哲也「国連要員の法的地位と保護を巡る課題」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪 (融ける境 超える法2)』(東京大学出版会、2005年) 177-197頁)。本稿は、その延長線上に位置付けられる。

(9) *HIPPO Report*, para. 121.

(10) *Ibid.* para. 122.

(11) *Ibid.* para. 125.

(12) *Ibid.* p. 33.

死亡する事件も発生している⁽¹³⁾。

パネル報告書では、1948年以來、3,300人以上の国連要員が平和活動中に死亡していることが紹介されるとともに、安全確保の必要性が平和活動の戦略上も重要であることが指摘されている⁽¹⁴⁾。さらに、平和活動の派遣先の治安状況が以前にも増して脆弱となっており、政治ミッションに派遣される要員の90%とPKO要員の3分の2が、依然として紛争状態にある地域に派遣されていることが、安全確保問題をより複雑かつ重要なものとしているとされている⁽¹⁵⁾。

このように平和(維持)活動に従事する要員を取り巻く状況は厳しさを増しているが、では、要員の法的地位を巡る法構造はどのようになっているのだろうか。以下で検討を加えることにしたい。

3. PKO要員の法的地位

そもそもPKOは、国連憲章に明文の根拠規定はなく、1956年の(第1次)国連緊急軍(UNEF I)以来の実行の蓄積の上に成立しているし、現地での調停活動を伴う小規模な軍事監視団という意味では、1948年の国連休戦監視団(UNTSO)もPKOに関わる法構造の根幹を成すといえる。PKOは安保理ないし総会の補助機関であり、それゆえ、「その目的の達成に必要な特権及び免除を各加盟国において享有する」(国連憲章105条1項)ことになり、その具体的内容は国連特権免除条約によって規律されるというのが、UNEF I以来の伝統であり⁽¹⁶⁾、現行の地位協定や派遣協定もそれを踏襲している。

このような基本構造に基づき、PKOの派遣にあたっては、国連と受入国との間で「地位協定(Status of Force Agreement: SOFA)」が、また要員派遣国との間では「派遣に関する覚書(Memorandum of Understanding between the United Nations and Contributing States)」がそれぞれ締結され、具体的な特権及び免除の内容が決定される。各PKOについて個別のSOFAや派遣協定が公表されることはなく、資料的には、「モデル協定」や「モデル覚書」といわれる「雛形」に依拠するしかない。ここではそれぞれのモデル協定・覚書⁽¹⁷⁾に沿って、PKO要員の法的地位を確認したい。

(13) 『日本経済新聞』2015年6月27日。なお、AMISOMは国連自身の活動ではないが、安保理決議1744(2007年2月20日)によって設置されているという意味では、「国連によって設立された、AUによる平和維持活動(PKO)」と位置付けられる。

(14) *HIPPO Report*, para. 272.

(15) *Ibid.*, para. 273.

(16) Finn Seyfersted, *United Nations Forces in the Law of Peace and War* (A. W. Sijthoff, 1966), p. 51.

(17) それぞれの「雛形」となる地位協定については、UN Doc. A/45/594, Annex, "Draft model status-of-forces agreement between the United Nations and host countries" (9 October 1990)、モデル派遣覚書については、UN Doc. A/51/967 (Part III) (12 June 2007)。

(1) 地位協定上のPKO要員

モデルSOFA協定上、PKOを率いる事務総長特別代表 (Special Representative) と総司令官 (Force Commander) には、国連特権免除条約19項および27項の下、同条約18項が定める国連職員としての特権免除に加え、配偶者および未成年の子も含めて外交官と同様の特権免除が認められる。また、軍事監視要員および文民警察には同条約が規定する「国連のために任務を行う専門家 (experts on mission)」としての地位が認められる⁽¹⁸⁾。この「国連のために任務を行う専門家」が具体的にどのような者を指すのか、国連特権免除条約22項に具体的な規定はないが、ICJによれば、国連職員ではないが国連のための任務を行う者を指す⁽¹⁹⁾。

これに対して、通常のPKO要員 (派遣国軍隊の構成員) については同条約の規定ではなく、個別のSOFAによって特権免除が認められるというのがUNEF I以来の慣行である⁽²⁰⁾。受入国との関係において派遣国軍隊の構成員に国連特権免除条約上の特権免除はないが、国連のagent (代行者、とでも訳すべきか) として国連の保護を受けると共にSOFA上で特権免除が与えられることがある (モデルSOFA協定27項)。

このagent概念は国連憲章や国連特権免除条約には規定がないものの、1948年のいわゆる「損害賠償事件」国際司法裁判所 (ICJ) 勧告的意見において、イスラエルによって殺害された、国連調停官ベルナドッテ伯爵を指して国連が用いた用語であり、ICJは、これを「賃金が支払われているか否かを問わず、また、恒久的に雇用されているかを問わず、機構 [著者注:国連] の組織 (organ) の機能の一つを実施する、あるいは実施することを支援する者」⁽²¹⁾ という意味を持ち、かかるagentに対して受入国が損害を与えた場合には国連が損害を賠償する権利を有することになる。

(2) 覚書上の派遣国の義務

覚書は、国連がPKOを設置したことを受け、加盟国 (派遣国) が要員の派遣、装備および役務を提供するにあたり、その詳細を定めるものである。そのため、要員の地位そのものではなく、要員の取り扱いを巡っての国連と派遣国との役割分担を規定する性格のものである。

まず、派遣国は要員がPKO実施にあたっての「行動基準 (standard of conduct)」を遵守すること、および、その内容を周知することを確保しなければならない (7.2および7.3項)。また、

(18) なお、「国連のために任務を行う専門家」としての特権免除は、同人の国籍国・常居所地国に対しても主張可能である。Applicability of Article VI, Section 22 of the Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations, Advisory Opinion, ICJ Reports 1989, p. 177.

(19) *Ibid.*, p. 193.

(20) Gabriella Rosner, *The United Nations Emergency Force* (Columbia University Press, 1963), p. 145.

(21) "Reparation for injuries suffered in the service of the United Nations", *Advisory Opinion: ICJ Reports 1949*, p. 177.

各国部隊の司令官は、自国要員の規律と秩序を確保する義務を負い、各国の国内法に従い、規律と秩序に関する事項や行動基準違反に対する懲戒について総司令官に対する報告義務を負う(7.5および7.6項)。各国要員による違反行為(misconduct)についての捜査に関する一義的な責任は各国が負い、重大な違反については遅滞なく国連に通報するとともに、国内機関による捜査を開始しなければならない(7.11項)。国連の側がかかる行為を認知した場合には、派遣国に通報する(7.12項)。

第三国(第三者)との関係で、派遣国の要員や機材により、彼らの所有物の毀損や死亡・傷害が生じた場合は、国連が責任を負う(9項第1文)。ただし、それが要員の重大な過失や故意によって生じた場合は派遣国が責任を負う(同項第2文)。

(3) 要員の保護

以上を踏まえれば、各国から派遣される要員については、さしあたり次のようにまとめることができる。まず、国連特権免除条約上の特権免除を有する要員についてはもちろんのこと、それ以外の要員についても、PKOの枠内で活動を行う範囲において国連の保護を受けるということである。ここでいう保護は、国籍国による(国籍を基準とした)外交的保護とは別の、「損害賠償事件」勧告的意見が述べるところの「機能的保護(functional protection)」に相当するものである。派遣国の行為によってPKO要員に損害が発生した場合は、要員の地位(国連特権免除条約上の特権免除の有無)に関わらず、受入国の法的責任を追及することができるということになる。

このような基本的枠組みに加え、1990年代に多発した国連要員への意図的な攻撃や犯罪行為に対処すべく作成されたのが、「国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約(国連要員等安全条約)」である。同条約の1条(a)(i)および(c)によれば同条約がPKOの要員を対象とするものであることは疑いが無く、PKO要員に対する殺害や誘拐といった一定の犯罪行為について「訴追するか引き渡すか」という義務が締約国に生じる(10および13条など)。

ただし、本条約の適用範囲に関する2条2は、「この条約は国際連合憲章第7章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であって、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、かつ、国際武力紛争に係る法規が適用されるものについては適用しない」と定める。国際連合活動とは、「当該活動が国際の平和及び安全の維持又は回復を目的とするものである」(1条(c))ことは明らかであるから、条文上は、本条約の適用範囲はPKO要員であって、強制行動に従事する戦闘員には適用がない、と解釈できそうである。しかし、PKOの任務が多様化し、上述したようなMONUSCOの「介入旅団」が現地武装勢力と規模の大きな戦闘活動になった場合に国連要員等安全条約が適用されない、と単純に割り切ることができるのであろうか。このことは、PKOと強制活動とが截然と区別し得ることを前提としているようにも見える。はたしてこのような単純な二分論は、今日の複雑化

したPKOの時代においても通用するのであろうか。

4. 平和活動と国際人道法の関係

PKO要員の法的地位がどうであれ、彼らは自国の国内法や自国が当事国となっている国際条約に基づく義務から自由になるわけではない。そのことは、一連の国際人道法についても例外ではない。国連自身は、条約上の義務を完全に履行することができないことを理由に国際人道法の条約当事国にはならないとの立場で一貫している⁽²²⁾が、それでもなお、国連事務総長は、1999年8月6日に「国連部隊による国際人道法の遵守に関する事務総長告示」⁽²³⁾を発出し、国連部隊が武力紛争の状態において戦闘員として積極的に関与する際に適用される国際人道法の諸原則を明らかにしている。

同告示が言及する原則は、文民の保護、戦闘方法、捕虜の取り扱い、傷病兵・者の取り扱いといった1949年ジュネーヴ4条約を始めとする国際人道法の基本原則であって、諸条約との対比においては極めて概略的なものに過ぎない⁽²⁴⁾。とはいえ、同告示2項は、各国の軍事要員を拘束する国内法諸規則を排除するものではない、とした上で、国際人道法違反が生じた場合には、国連部隊の軍事要員は自国の国内裁判に付されることが規定されており（4項）、国際人道法の諸規則が各国の国内法制を通じて、国連部隊として武力紛争に巻き込まれた場合の国際人道法の履行を確保しようとしている。

これに対し、たとえば、イギリスの*The Manual of the Law of Armed Conflict*は、このような国連側の枠組みと呼応する形で、平和支援活動（PSO）⁽²⁵⁾に参加するイギリスの軍事要員による国際人道法遵守の法的枠組みを示している⁽²⁶⁾。それによれば、受入国の法令については司法管轄権からの免除があるものの、PSOに参加するイギリス部隊はイギリス法の関連規則に拘束されることを明らかにしている⁽²⁷⁾。

では、平和活動に参加する各国部隊が、いつ、どのようなことを契機として国際人道法を遵守すべき立場に立たされるのだろうか。イギリスの*Manual*では次の二つの状況を提示している。

(22) *United Nations Juridical Yearbook* 1972, pp. 153-4.

(23) *Secretary General's Bulletin: Observance by United Nations Forces of International Humanitarian Law* (UN Doc. ST/SGB/1999/13, 6 August 1999).

(24) Bruce Oswald, Helen Durham and Adrian Bates, *Documents on the Law of UN Peace Operations* (Oxford University Press, 2010), pp. 198-201.

(25) なお、イギリスは平和活動を平和支援活動（Peace Support Operation: PSO）と呼んでいる。

(26) UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict* (Oxford University Press, 2004), pp. 375-379.

(27) *Ibid.*, 14.1 (p. 375).

- a 任務の一環として敵対する軍隊との敵対行為への従事が当初から命令されている場合（たとえば、憲章7章の下である種の強制行動を行う場合）
- b 当初からかかる任務を与えられていたわけではないが、PSO部隊と敵対部隊との間での武力紛争が敵対行為の段階となり、（自らが先導した結果としても、相手方からの攻撃を受けた場合でも）要員が戦闘員となる場合⁽²⁸⁾。

このような基準に照らせば、MONUSCO型のPKO（とりわけその「介入旅団」）が任務達成のために武力行使権限を与えられている場合に、実際に目的達成のための武力を行使すれば、彼らには国際人道法が適用されることになろう。また、通常のPKOであっても、自衛の措置として開始した武器の使用が相手方からの再反撃を招き、それが激化すれば、結果的に（後発的に）国際人道法が適用される戦闘状態になる場合も想定される。

前述した国連要員等安全条約1条C(i)は「国際の平和及び安全の維持又は回復を目的とする」、「国際連合の権限及び管理の下で実施される活動」を広く「国際連合活動」として同条約の適用対象とする一方、2条2項は「憲章第7章の規定に基づく強制活動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であって、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、かつ、国際武力紛争にかかる法規が適用されるものについては適用しない」としているのであって、あたかも「国際連合活動」の設置の段階で同条約の適用の有無が決定できるかのようにも解釈できる。しかし、近年の平和活動においては、設置の時点において憲章第7章に言及されることもあり、さらに重武装の上で部隊が展開されることもある。そのような場合には、現地の情勢次第で国連要員等安全条約の適用の有無、あるいは逆に国際人道法の適用の有無が決定されるという可能性が示唆されるのである。

5. 国際組織責任条約との関係：行為の「帰属」を中心に

ところで、加盟国から提供を受けた部隊が国際違法行為を行った場合、その責任は国連に帰属するのか、あるいは、加盟国に帰属するのか。これはたとえば、ある部隊が国際人道法や国際人権法に違反する行為を行った場合に問題となり得る。この点について、2011年に作成された「国際組織責任条約草案 (Draft article on the responsibility of international organizations)」は、6条および7条で関連する次の条文を置いている⁽²⁹⁾。

(28) *Ibid.*, 14.5 (pp. 376–377).

(29) Draft articles on the responsibility of international organizations, *Report of International Law Commission (Sixty-third Session)*, UN Doc. A/66/10, p. 84 and P. 87.

Article 6 Conduct of organs or agents of international organizations

1. The conduct of an organ or agent of an international organization in the performance of functions of that organ or agent shall be considered an act of that organization under international law, whatever position the organ or agent holds in respect of the organization.
2. The rules of the organization shall apply in the determination of the functions of its organs and agents.

Article 7 Conduct of organs of a State or organs or agents of an international organization placed at the disposal of another international organization

The conduct of an organ of a State or an organ or agent of an international organization that is placed at the disposal of another international organization shall be considered under international law an act of the latter organization if the organization exercises effective control over that conduct.

平和活動の場合、一見すれば、ある行為の帰属の問題は「他の国際組織の利用に供された国家の機関の行為」の問題として、条約草案7条の下で「国際組織が当該行為に対して実効的な支配を行使している」かどうかを基準に決定されるように読める。

これに対して、「実効的な支配」という事実を基準とした区別が形式的 (categorical) に過ぎると批判するのが、サリ (Aurel Sari) である⁽³⁰⁾。というのも、部隊の提供は国家の行為として行われ、しかも、前述したとおり、部隊構成員に対する懲戒権や刑事管轄権は引き続き部隊提供国が有するのであるから、その限りで国際組織が「実効的な支配」を及ぼすことはないからである⁽³¹⁾。この点を切り離すなら、国家によって提供された部隊は、提供中は国連の機関 (organ) となり、条約草案との関係では6条によって行為は国際組織に帰属することになる。国連法務部も、PKOが安保理なり総会の補助機関であって、PKOの部隊の国際違法行為は国連に帰属するとの立場で一貫している⁽³²⁾。たとえ、国の命令によって派遣されるにせよ、いったん派遣された部隊は、PKOの構成要素として現地の国連事務総長特別代表ないし総司令官の指揮・命令下に置かれるのであり、それは究極的には事務総長なりPKOの設置を決定した安保理や総会の指揮・命令に従うことになるのであるから、国際違法行為の帰属も、サリが指摘し、さらに法務部が述べるように国連に帰属すると考えるほうが説得的である。

また、欧州人権裁判所での判例を分析した薬師寺公夫が指摘する通り、7条が想定するような実効的な支配を基準とした帰属の決定ではなく、まずは (6条を通じて) 国連が補助機関の行

(30) Aurel Sari, "UN Peacekeeping Operations and Article 7 ARIIO: The Missing Link", *International Organizations Law Review*, Vol. 9 (2012), pp. 77-85 at 79.

(31) *Ibid.*

(32) Interoffice memorandum to the Director of the Codification Division, Office of Legal Affairs and Secretary of the International Law Commission regarding the topic Responsibility of International Organizations (3 February 2004), *United Nations Juridical Yearbook 2004*, p. 354.

為として責任を負い、その後の補償等については派遣国部隊の重大な過失等の状況に応じて派遣国からの払い戻しを求めるといった対応のほうが実態に即しているとも考えられるのである⁽³³⁾。

6. むすびにかえて

本稿では、国連「平和維持」活動の「平和活動」への変容・拡大を念頭に、そこに参加する要員を巡る法的問題を素描してきた。このような変容・拡大において、要員の地位そのものに変化はないと考えられるものの、彼らの保護や国際人道法の適用可能性は、伝統的なPKOに比べれば、議論すべき点が多様化してきているように思われる。日本においては、(伝統的な)PKOは、国連憲章42条などが想定する集団的安全保障措置としての軍事的な強制措置としては区別され、特に自衛隊員による武器の使用は国際平和協力法24条の下で、すなわち日本政府の指揮の下で行われるものとされてきた⁽³⁴⁾。しかし、このような日本的な理解がはたして、平和活動を巡る今日のかつ国際的な議論と整合的であるのかどうかについては、改めて一考の余地があろう。また、平和活動において国際人道法が適用される余地が拡大されるということは、平和活動要員側の国際人道法違反の可能性も高まることを意味するのであり、仮に重大な国際人道法違反が生じたときに、それが国際刑事裁判所 (ICC) での訴追対象となるのかどうかといった論点も残されている。この点について本稿で検討することはできなかったが、いずれにせよ、国連の平和活動を巡る法的論点がいまは多様かつ複雑であることを確認して、筆を置くこととしたい。

謝辞

本研究はJSPS 科研費 (基盤研究 (C)、課題番号: 26380071) および2014年度南山大学パッヘ研究奨励金 I-A-2 (特定研究助成・一般) の成果の一部である。

(33) 薬師寺公夫「国際機関の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任: 国際機関責任条文草案第7条を中心に」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造1 (歴史、国家、機構、条約、人権)』(東信堂、2002年) 231頁。なお、判例の分析の詳細については、薬師寺公夫「国連の平和執行活動に従事する派遣国軍隊の行為の帰属: ベーラミ及びサラマチ事件決定とアル・ジェッダ時間判決の相克」『立命館法学』2010年5・6号 (333・334号) 1573-1622頁を参照。

(34) このような点を、憲法上の問題と絡めて批判的に考察したものと、村瀬信也「安全保障に関する国際法と日本法」同『国際法論集』(信山社、2012年) 223-285頁を参照。